

政令第 号

鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第七十七号）の施行に伴い、関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方税法施行令の一部改正）

第一条 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五十四条の十三の二十四第二項第三号イ中「貨物運送取扱事業法」を「貨物利用運送事業法」に、「

第二条第八項」を「第二条第七項」に、「第一種利用運送事業」を「第一種貨物利用運送事業」に改める。

第五十六条の五の表鉄道（軌道を含む。）に係る貨物運送取扱事業又は鉄道貨物積卸業の項中「貨物運

送取扱事業又は」を「貨物利用運送事業又は」に、「貨物運送取扱事業法」を「貨物利用運送事業法」に

、「貨物運送取扱事業の」を「貨物利用運送事業の」に改める。

第五十六条の三十七中「貨物運送取扱事業法」を「貨物利用運送事業法」に、「貨物運送取扱事業の」

を「貨物利用運送事業の」に、「同条第九項」を「同条第八項」に、「第二種利用運送事業」を「第二種

「貨物利用運送事業」に改める。

附則第十六条の二の九第十八項第二号イ中「貨物運送取扱事業法第二条第八項」を「貨物利用運送事業法第二条第七項」に、「第一種利用運送事業」を「第一種貨物利用運送事業」に改める。

（道路交通事業抵当法施行令の一部改正）

第二条 道路交通事業抵当法施行令（昭和二十七年政令第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二種利用運送事業」を「第二種貨物利用運送事業」に、「貨物運送取扱事業法」を「貨物利用運送事業法」に改める。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第三条 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の十第十三項第一号中「貨物運送取扱事業法」を「貨物利用運送事業法」に、「第二条第八項」を「第二条第七項」に、「第一種利用運送事業」を「第一種貨物利用運送事業」に改める。

第三十九条の五十三第十三項第一号中「貨物運送取扱事業法第二条第八項」を「貨物利用運送事業法第二条第七項」に、「第一種利用運送事業」を「第一種貨物利用運送事業」に改める。

(中小企業等協同組合法施行令の一部改正)

第四条 中小企業等協同組合法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の十一第三号を次のように改める。

三 貨物利用運送事業

(自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令の一部改正)

第五条 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令(昭和三十七年政令第三百二十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「第二種利用運送事業」を「第二種貨物利用運送事業」に改める。

(労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法第八条から第十二条までに規定する厚生労働大臣の権限の一

部の委任等に関する政令の一部改正)

第六条 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法第八条から第十二条までに規定する厚生労働大臣の権限

の一部の委任等に関する政令(平成四年政令第二百九十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号ハを次のように改める。

ハ 貨物利用運送事業

(自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法
施行令の一部改正)

第七条 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令(平成四年政令第三百六十五号)の一部を次のように改正する。

第八条中「貨物運送取扱事業法」を「貨物利用運送事業法」に、「第二種利用運送事業」を「第二種貨物利用運送事業」に改める。

(中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律施行令の一部改正)

第八条 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律施行令(平成十年政令第二百六十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第一種利用運送事業者」を「第一種貨物利用運送事業者」に、「貨物運送取扱事業法」を「第一種貨物利用運送事業法」に、「第二条第八項」を「第二条第七項」に、「第一種利用運送事業に」を「第一種貨物利用運送事業に」に、「第三条第一項の許可」を「第三条第一項の登録」に改める。

(国土交通省組織令の一部改正)

第九条 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十一号及び第四十八条第一号中「貨物運送取扱事業及び通運計算事業」を「貨物利用
運送事業」に改める。

附 則

この政令は、鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。

理由

鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行に伴い、地方税法施行令その他の関係政令の規定の整理を行う必要があるからである。